令和６年度　第１回　区民との意見交換会
質問・意見及び当組合の考えについて

１　募集期間　　令和６年７月 31 日（水）から８月 13 日（火）まで

２　質問・意見の件数８件

３　区民の皆様からの質問・意見内容及び当組合の考え

テーマ　中防処理施設における二次電池の対策の現状について		
No.	区民の皆様からの質問・意見	当組合の考え
1	各地の廃棄物処理施設で発生しているリチウム電池等による火災、一組施設においても、さまざまな対策を実施しているものの火災は完全にはなくならない現状がよく理解できた。まずは、２３区へ「二次電池付き製品の分別搬入」の要請をこれまで以上に徹底することでかなりの防御ができるのではないか。パッカー車での火災の防御にもなる。 粗大ごみであれば、該当の家電製品など、各区の粗大ごみ申し込み時点で、電池取り外しの「済・未」などを有料シールに記載のお願いなど、２３区と連携しての対策を進めて頂きたい。または、粗大ごみ収集時の聞き取りなどで「二次電池付き製品の分別搬入」も可能になる。また、不燃ごみであれば、２３区へ小型家電などの資源化の要請を徹底するなど、これまで以上に、入り口での防御の徹底をして頂きたい。	二次電池が廃棄物となった際、収集運搬や処分時の発火事故が全国各地で発生しており、処理施設を管理運営する自治体で共通の課題となっています。 当組合では、二次電池使用製品の廃棄時における分別徹底が重要であると認識しており、適切に二次電池を廃棄していただくための取組として、今年度は２３区と共同でチラシを作成して、各区のごみ出しルールに記載するよう要望しました。 今回頂いたご意見を含め、２３区と清掃一組で情報共有し、連携を図って対策の検討をしていきます。

テーマ　中防不燃・粗大ごみ処理施設整備工事の概要		
No.	区民の皆様からの質問・意見	当組合の考え
1	①これまで屋外同様の作業環境での処理から、新施設は建屋の中での作業となる。周辺環境への粉じん対策、臭気対策などはいいのだろうが、逆に作業者の安全対策は密閉された建屋の中ということで悪くなるのではないか心配だ。また、現状の屋外でも火災は絶えず起きていて、建屋の中での処理となることで更に火災のリスクが高まるのではないかと懸念する。 プラント設備は、前々計画での処理能力の 90 トン／時から 70 トン／時に見直しされたものの、２３区の現状の不燃ごみ・粗大ごみの処理量は年々減少傾向にある。不燃と粗大を交互に処理することで、また２系統あることで事故や火災への万が一の対策にはなるのだろうか。 ②また、地震や大雨など発生時の災害ごみ対策など、清掃一組としても計画あるのだろうか。	①新施設の屋内作業環境について、換気装置により熱や湿気、重機による排気ガスが滞留することを防ぎます。また、ヤード散水装置や集じん脱臭設備により労働者が安全に作業できる環境を確保します。 火災対策については、消防法に基づく感知器のほか、熱感知カメラにより起動するスプリンクラーをヤード内に設置するなど対策を強化します。また、新施設のヤードは屋内であるため消火活動時に沿岸部特有の強風による影響を受けにくい構造となります。 新施設は共通設備を持たない独立した２系統であるため、どちらか１系統が停止（事故や火災等で）した場合でも、もう１系統だけで処理を継続できます。処理能力につきましては、ヤード貯留量に限りがあることから、２系統運転のほか１系統運転（定期補修工事等）時でも運転時間を調整することで、ごみ処理可能な施設計画としています。 ②各区において、地域防災計画と整合させた災害廃棄物処理計画を策定しています。また、２３区では、災害廃棄物処理スキームを定めており、「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」や協定書において、２３区、清掃一組、清掃協議会、東京都及び事業者の役割を明確化し、相互に連携を図ることとしています。 当組合では、大規模災害に備えて、安全で安定的な事業の継続を図るため、「東京二十三区清掃一部事務組合震災等事業継続計画」を策定しています。同計画では、首都直下地震等の震災が発生した際にも事業を継続するために、事前の準備や対応方針等を定めております。（災害廃棄物の処理については、令和２年に２３区及び清掃一組が災害廃棄物の共同処理を行うための「災害廃棄物の共同処理等に関する協定」を締結しています）。

テーマ　一般廃棄物処理基本計画の改定に向けて

No.	区民の皆様からの質問・意見	当組合の考え
1	焼却余力の積算には各清掃工場の「バンカ」容量は入ってなかったか。	焼却余力の積算には、バンカ容量を含めておりません。 各清掃工場のごみバンカ容量は、４日程度の設計容量に対し、ごみの積替えやごみをかき混ぜ均一化するため、常に２～３日分以上のごみが貯留されています。
2	施設整備計画、建替工事と延命化工事の他にリニューアル工事もできたが、前回の整備計画での、建替工場と延命化工場は大きく変更はあるのか。また、リニューアル工事は墨田清掃工場の他の清掃工場もあるのか。	次期施設整備計画については、東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画改定検討委員会において、今後検討を進めていく予定です。 また、今後リニューアル工事を実施する工場についても、その中で検討していく予定です。
3	前回計画では、計画年間稼働日数は 283 日と見込んでいたが、今回の計画は何日と見込んでいるのか。 計画年間稼働日数 ＝暦日数 － 計画停止日数 － 故障停止日数 計画年間焼却能力、焼却余力、耐用年数に応じた焼却率、整備期間も大きく変わると、施設整備計画も大きく変わってくる。単にずれていくだけになるのか。	次期計画での計画年間稼働日数の見込みは以下のとおりです。 計画年間稼働日数 ＝暦日数 － 計画停止日数 － 故障停止日数 ＝３６５日 －　７２日　　－　１２日 ＝２８１日 ※計画停止日数と故障停止日数は直近５年間の平均日数です。 具体的な施設整備スケジュールにつきましては、今回ご説明させていただいた内容を踏まえ、東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画改定検討委員会において、２３区や東京都の委員とともに現在検討を進めています。
4	令和７年２月頃の改定予定を改定時期変更というのは、前倒し変更なのか、先送りなのか。また、その理由として大きな事項は何か。	当初は令和７年２月頃に改定を予定しておりましたが、２３区においてさらなるごみ減量の推進等について検討することとなり、その取組が当組合の一般廃棄物処理基本計画と密接に関係するため、改定時期を変更（延期）しました。

その他

No.	区民の皆様からの質問・意見	当組合の考え
1	「適正処理困難物」に指定されている「スプリング入りマットレス」、２３区ではスプリング有り無しにかかわらず受け入れている。「粗大ごみ料金」はマットレスの大きさのみで料金体系が決められている。そして、粗大ごみ処理施設では専用の処理機器を導入しての処理を行っている。「適正処理困難物」に指定されているのだから、製造者や販売者などの事業者に何らかの協力要請をすべきではないか。受益者負担からみれば「スプリング入りマットレス」と「マットレス」の処理料金の差別化も必要に思う。	ご指摘のとおり、廃スプリングマットレスは、廃棄物処理法第六条の三の規定に基づき市町村では処理が困難となっている一般廃棄物（適正処理困難物）として、環境大臣が指定しているものです。 廃スプリングマットレスは、現在、２３区においては処理施設で粗大ごみとして受け入れていますが、「適正処理困難物」であるため、製造者が責任を持って処理するよう、業界団体に対し、２３区と清掃一組とで連携して働きかけています。なお、処理料金については、各区の条例で定められています。
2	破砕ごみ処理施設（180 トン/日）の解体について 休止から廃止となった破砕ごみ処理施設、焼却炉の解体工事が始まっている。 解体工事費用の予定は 約 18 億円となっていたが、解体工事などはどのような契約で事業者はどのような手続きで決まったのか。焼却炉の解体のみであれば環境アセスのような手続きの必要は無いのか。 元々が、排ガス設備なども屋外にむき出しの焼却炉ではあったが、解体中といっても、たいした防塵対策もしているように見受けられなかったが、ダイオキシン類をはじめとした環境対策は万全に行われているのか。 焼却炉の解体時の敷地境界の大気中ダイオキシン類濃度の測定などは行っているのか。	破砕ごみ処理施設及び付属棟等の解体工事として、入札公告および一般競争入札の手続を行い、西松建設株式会社が落札しました。 環境アセスの手続については、お見込みのとおり解体のみのため、必要ありません。 環境対策については、操業を休止した際に焼却炉やボイラ、ろ過式集じん器など、設備全体の内部の清掃を行っております。さらに、解体前には、建屋内部に密閉したダイオキシン飛散防止区画を設け、当該区画内部を負圧集じん機で負圧に保つとともに、改めて設備内部の洗浄を行い、環境に影響を及ぼさないように環境対策を行いました。なお、焼却施設の解体工事期間中は、敷地境界の大気中のダイオキシン類測定及び粉じん測定を行っています。